

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和4年10月1日から適用）

書類名称	読み替え前		読み替え後		備考
土木工事標準仕様書(令和4年4月) p.114	<p>4. 5. 6 人孔蓋の設置</p>	<p>(2) 管きょ布設年号表示用キャップの設置 受注者は、人孔蓋を設置する際は、監督員の指示に従い、管きょ布設年号表示用キャップを人孔蓋に設置しなければならない。キャップの位置は、付図-11「管きょ布設年号表示用キャップ」の規定によるものとする。</p> <p>受注者は、足掛金物の形状及び設置位置については、設計図書によるものとし、正確かつ堅固に取り付け、所定の埋込み長を確保するとともに緩みを生じないようにしなければならない。</p>	<p>4. 5. 6 人孔蓋の設置</p>	<p>(2) 管きょ布設年号表示用キャップの設置 受注者は、人孔蓋を新設又は取替える際及び当該人孔を施工範囲に含み枝線再構築工事等で面的に整備する際は、監督員の指示に従い、管きょ布設年号表示用キャップを人孔蓋に設置しなければならない。 キャップの配置等は、付図-11「管きょ布設年号表示用キャップの配置」の規定によるものとする。</p>	管きょ布設年号表示用キャップの設置方法の変更に伴う修正、重複箇所の削除
土木工事標準仕様書(令和4年4月) p.184	<p>5. 1. 3 損害補償の処理計画</p>	<p>(1) 受注者は、工事完了後、速やかに手引に定める「損害補償の処理計画書兼実施報告書」（以下「計画書兼報告書」という。）を作成し、監督員に提出しなければならない。 (2) 受注者は、「計画書兼報告書」に基づき、速やかに当局と協定書を取り交わす。 (3) 受注者は処理計画を変更する必要がある場合は、変更理由を添付して「計画書兼報告書」を提出するものとする。 (4) 受注者は、処理計画に基づく実施状況を記載した「計画書兼報告書」を2か月ごとに作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>5. 1. 3 損害補償の処理計画</p>	<p>(1) 受注者は、工事完了の30日前までに手引に定める「損害補償の処理計画書兼実施報告書」（以下「計画書兼報告書」という。）を作成し、監督員に提出しなければならない。 (2) 受注者は、「計画書兼報告書」に基づき、速やかに当局と協定書を取り交わす。 (3) 受注者は処理計画を変更する必要がある場合は、変更理由を添付して「計画書兼報告書」を提出するものとする。 (4) 受注者は、処理計画に基づく実施状況を記載した「計画書兼報告書」を2か月ごとに作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	「損害補償実務の手引」改定に伴う修正

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和4年10月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
<p>管路内調査工標準仕様書(令和4年4月) p.72</p>	<p style="text-align: center;">附則—4 管路内調査工成果図書作成要領</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 成果図書は、この要領により作成する。</p> <p>(2) 様式はA4版(ヨコ)・横書き・左とじとし、図面等は、縮尺、寸法及び方位を明記し、製本する。</p> <p>また、電子媒体報告書のDVD-R又はCD-Rでの提出は、原稿を提出する。</p> <p>(3) 表紙には年度、作業番号、作業件名、履行期間、受注者、現場代理人記名及び分冊番号を記載する。</p> <p>2 管路内調査工報告書記載事項</p> <p>(1) 作業目的</p> <p>作業目的を明確に記す。</p> <p>(2) 作業概要</p> <p>設計数値、実施数値等を記す。</p> <p>(3) 案内図</p> <p>目標になる施設名を記す。</p> <p>(4) 調査箇所図</p> <p>調査対象路線と路線番号を図示する。</p> <p>(5) 本管用管路内調査集計表</p> <p>本管用調査記録表に基づき「様式-1」を作成する。ただし、ミラー方式テレビカメラ調査の場合は、展開図データベースシステムにより「様式-2」を作成する。</p>	<p style="text-align: center;">附則—4 管路内調査工成果図書作成要領</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) 成果図書は、この要領により作成する。</p> <p>(2) 様式はA4版(ヨコ)・横書き・左とじとし、図面等は、縮尺、寸法及び方位を明記し、製本する。</p> <p>また、電子媒体報告書のDVD-R又はCD-Rでの提出は、原稿を提出する。</p> <p>(3) 表紙には年度、作業番号、作業件名、履行期間、受注者、現場代理人記名及び分冊番号を記載する。</p> <p>2 管路内調査工報告書記載事項</p> <p>(1) 作業目的</p> <p>作業目的を明確に記す。</p> <p>(2) 作業概要</p> <p>設計数値、実施数値等を記す。</p> <p>(3) 案内図</p> <p>目標になる施設名を記す。</p> <p>(4) 調査箇所図</p> <p>調査対象路線と路線番号を図示する。</p> <p>(5) 本管用管路内調査集計表</p> <p>本管用調査記録表に基づき「様式-1」を作成する。ただし、ミラー方式テレビカメラ調査の場合は、展開図データベースシステムにより作成する。</p>	<p>様式-2 削除</p>
<p>管路内調査工標準仕様書(令和4年4月) p.75</p>	<p>5 展開図帳票</p> <p>(1) 「管渠内面展開図化システム」より作成する。</p> <p>(2) 管きょ内撮影画像、展開図画像及び異常箇所画像データベースファイルを含む展開図成果情報(電子データ)を作成する。</p> <p>(3) ミラー方式テレビカメラ調査のみ提出する。</p>	<p>5 展開図帳票</p> <p>(1) 「管渠内面展開図化システム」より、「<u>様式-2</u>」を作成する。</p> <p>(2) 管きょ内撮影画像、展開図画像及び異常箇所画像データベースファイルを含む展開図成果情報(電子データ)を作成する。</p> <p>(3) ミラー方式テレビカメラ調査のみ提出する。</p>	<p>様式-2 追記</p>